

## 平成30年度第2回香川地方最低賃金審議会議事録

平成30年 7月23日（月）

於：香川労働局第1会議室

出席者	公益側	東、籠池、佐川、高塚、松浦
	労働者側	楠本、瀧、立石、土田、中村
	使用者側	安部、綾田、友國、福家

議 題 （1）香川県最低賃金改正に対する意見について  
（2）その他

【賃金室長】 ただ今から平成30年度第2回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は使用者側の濱田委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上の14名出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、

資料No.1 2018年度香川県最低賃金改定に対する意見書

資料No.2 2018年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

資料No.3 最低賃金1,000円の早期実現を求める意見書

資料No.4 平成30年度香川県最低賃金の改定に関する意見書

資料No.5 香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について  
でございます。

それから、7月4日の第1回本審でお配りしました「平成30年度最低賃金決定要覧」ですが、一部修正がありまして、出版元より修正案内が届いておりますので、机上にお配りしております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

それでは、議題（１）の「香川県最低賃金改定に対する意見について」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

**【賃金室長】** 関係労使の意見聴取につきましては、7月4日に開催されました、本年度第1回の本審においてご承認いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、「専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、特段の事情のない限り関係参考人の意見聴取によることとする。」と規定されており、従来、関係労使から提出された意見書をもって、意見聴取に代えさせていただくということで合意がなされております。

そして、第1回本審において、香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日「最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行いましたところ、労働者側から日本労働組合総連合会香川県連合会会長、香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部部長、使用者側から香川県経営者協会会長、香川県タクシー協同組合理事長からそれぞれ意見書のご提出がございました。

先ほどご確認いただきました資料No.1から5でございます。資料No.1から3は労働者側から、資料No.4と5は使用者側からのものです。よろしく申し上げます。

**【松浦会長】** それではこの意見書について、労使各側から説明と補足をお願いします。それぞれ時間は、概ね10分程度とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、労働者側である香川県労働組合総連合から資料No.2と3のとおり意見書をご提出いただいているところですが、本日傍聴されておりますので、補足説明等をお願いします

**【香川県労働組合総連合岩部議長】** 本日は意見陳述の場を設けていただき、ほんとうにありがとうございます。香川県労連の岩部と申します。よろしく申し上げます。

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただ

いている皆様には敬意を表させていただきます。

昨年もこういう形で意見陳述させていただきましたが、昨年の最低賃金の改定では、中央最低賃金審議会の目安額どおりの答申ということで、時給766円でした。このままでは、やはり労働基準法の趣旨を全うするものとはなっていないのではないかと私は考えています。

最低賃金の引上げについて、やはり、香川と東京では大きく差があるということで、それぞれの意見を1から5まで、項目を挙げて説明をさせていただきますたく思います。

まず、8ページの資料をご覧になっていただけたらと思いますが、この資料は、毎年、私どもの全国組織が調査している25歳単身者の最低生計費です。これを見ていただいたら、香川が右から5番目になります。基本的に、香川の調査というのは2012年の7月に行い、それを物価スライド、それから経済スライドに合わせて補正をさせていただいている数字になります。右から5番目の香川のところを見ていただくと、月額で221,228円という金額になります。いつも最低賃金を改定するに当たって参考になるのが生活保護費との比較になりますが、基本的には、税をのけていただいて、それから、住居費をのけていただいて、保健医療費をのけていただくと、ほとんど生活保護費と変わらない数字になっているということで、あながちこの数字がすごく高いものというふうには私どもは考えておりません。下から3行目を見ていただいたら、1日8時間、週40時間働く平均の173.8時間で計算しても時給1,273円ということなので、最低賃金というのは、やはり1,000円というものが最低でも必要ではないかなと私どもは考えております。

それで、1ですが、「労働基準法の『最低生活』を保障する視点に立ち、最低賃金の改定を行ってください。」という項目ですが、基本的に、図表1を見ていただいたらわかるように、低所得者の割合がすごく増えています。全体の50%が300万円以下の低所得者の割合になります。女性に至っては75%近くまで、4人に3人が300万円以下ということで、これでは結婚して子供を産み育てるという金額にはならないと考えていまして、

少子化対策にもなりません。という意味では、やはり経営者の方もご努力  
いただいて、なるだけ最低賃金を上げていただきたいなと思っております。

それから、2「早急に、1000円に到達させるための計画を策定して  
ください。」ですが、基本的に、政府は最低賃金を時給1,000円、最低  
でも800円ということで、現行の香川の最低賃金766円は、これを昨  
年並みに上げててもまだ800円には届かないという状況にあります。3%  
ずつ上げるということで、中賃から皆様に目安というのが提示されますが、  
その金額をそのままやっていっても、800円に到達するのは来年、再来  
年ぐらいになります。その間、東京でも1,000円になかなかなくてこ  
ないということを見ても、ここでは大幅に賃金を引上げてほしいなと思っ  
ています。

大体、最低賃金については非正規雇用の方のほうが多いですが、ここに  
数字を挙げていますが、37.5%、3人に1人以上が非正規雇用で、7月  
13日に公表された平成29年度就業構造基本調査では、29年度の数字  
は38.2%になっており、女性では56.6%です。香川では少し率は低  
いですが、34.5%、それから女性が50.8%と半数の女性が非正規の  
方ですが、その6割近くが年収200万円に満たない状況です。それで働  
いている状況で、このままいくと、やはり香川ではなかなか共働きでも子  
供を産んで育てていく環境にないという結果になり、香川で引き続き住  
みたいとは思わないという状況が生まれてくるのではないかなと思ってい  
ます。

私どもは、最低賃金を1,000円にしたときの波及効果というものを労  
働局さんには調査していただきたいとお願いはずっとしておりますが、そ  
この部分もまた審議会からもご意見を上げていただけたらと思ってい  
ます。

それから、3 最低賃金の大幅な引上げと併せて、以下の政策を実施し  
てください。ということで、私どもが大きく申し上げたいのは、中小企業  
における最低賃金の引上げです。基本的に、今回の意見書でも出てきて  
るように、「なかなか上げる状況になっていないですよ。」と経営者側の方  
はいつも言っておられますが、それは、中小企業がなかなか賃金を上げる

のが難しい、やはり利益を上げないと賃金を上げることができないということが大きな壁になっています。

私も6月末に全国の仲間とともに中小企業庁に行ってきました。労働局様にもお願いしましたし、中小企業庁さんにもお願いしましたが、基本的には国の補助金、最低賃金を上げると、設備投資もあわせてやって、働き方改革、生産性の向上につながるのであれば補助金を出しましょうというのがありますが、その部分についてはすごく使い勝手が悪い制度でありまして、この前の労働局さんの要請のときにお聞きしましたが、香川で9件しか運用されていないそうです。全国的にも相当利用率が低く、中小企業も税金の減免措置についてもなかなか利用率が上がらないというふうになっています。そういうのを上げていただくということで、私ども香川県労連は、ついこの間、香川県下の自治体を回らせていただきましたが、善通寺市では、書類をつくるのに少額の補助金を出されているということもありますので、県内の各自治体にはそういう補助金も考えてくださいとお願いしたいと考えています。書類をつくるのがすごく民間の方はお手数で、それをするために人を雇わないといけないという形になってはいけないのでということで、善通寺市では少額の補助金を出しているということもお聞きしていますので、そういうのも各自治体にもお願いするとともに、審議会でももう少し使い勝手のいい、それと、やはり大幅な賃上げができるように、それなりの中小企業への補助をやっていただきたいという意見を上げていただきたいと思っています。

それから、4 最低賃金の地域間格差です。これは、私どもは全国一律最低賃金ということで、すぐに1,000円、将来的には1,500円ということを目指して運動はしていますが、9ページ資料2を見ていただいたらわかるように、最低賃金の高いところに人は集まり、最低賃金の低いところは人が逃げていくという現状が起きています。ここについては、このグラフを見ていただくと、すごく顕著に出ていると思いますが、九州では福岡が群を抜いて高く、他の県は全て最低賃金737円ということで、福岡は人口が増えているけど、他の県は人口が減っています。四国におい

ても、香川は766円ですが、高知737円、愛媛739円、徳島740円、20円以上の差がつくと、香川は人口減少が少ないけれど、他の3県は高くなっています。900円を超えている大阪、それから首都圏については人口がどんどん増えています。

私どもが自治体を訪問させていただき、このグラフを見ていただくと、香川県の自治体の方はすごく人口減少については敏感です。やはり、地域が疲弊している、地域経済を大事にしたい、香川でずっと住んでもらいたいというのが自治体の人の願いですし、自治体の長の方の願いですが、このグラフを見ていただくと、これは、自然減も多い上に、社会減がこういう形で起こるのであれば、やはり何か対策を立ててほしいなという声がありまして、お互いに中央に向けて声を上げていこうというふうに一致点を見出したところです。

これに伴って、全国の知事さんについても、福井県知事さんは、経済紙の中で、「全国一律の最低賃金にしないとだめですよ。」ということを訴えられていますし、その中で、基本的には、「最低賃金を上げれば求人が減り雇用が失われるとの見方がありますが、地方は深刻な人手不足であり、実態は異なります。どの地方でも、労働人口の減少・不足に対応するため、例えば、女性・高齢者の労働参加をどう高めていくかなど、人材確保に向けて企業・行政の別なく知恵を絞っています。」と述べていらっしゃるし、「最低賃金を全国一律にしても、地方の雇用に影響するとは考えにくい。」ともおっしゃっています。

また、「政府が進める『働き方改革』の議論において欠けている問題がある。それは、地方と都市における賃金格差の是正が語られていないことである。政府は地域間の賃金格差こそ直すべきであり、この格差を容認している最低賃金制度をまずは是正する必要がある。」と、こういうふうにおっしゃられています。

また、「フランスはパリへの人口集中を抑制するなどの観点から、地域・年齢ごとの最低賃金を撤廃し、1960年代に全国一律の最低賃金を導入している。ドイツも労働市場改革による非正規の増加、組合組織率の低下

により低賃金労働が増加したため、2015年に全国一律となっている。日本の地域別の最低賃金は決して世界の常識ではないのである。」とも述べられています。

また、山形県の国に対する政策提言の中で、基本的には小企業の最低賃金を確保するための助成の補助金の部分を拡充してください、最低賃金は全国一律にしてくださいという提言があります。やはりこういうグラフを見ると、どこの地方の自治体の長の方も、「これはやはり変えないとだめだ。」というふうに皆さん声を上げ出したということになるかと思いますので、香川も審議会から声を上げていただきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、5 ですが、これについては、今年の7月4日に開催された第1回の審議会で、金額を決定する専門部会を例年どおり非公開とすることが決定されました。これは極めて不適切な処置と考えます。私どもとしては、やはり金額決定をするところについては、公表していただきたいと思っています。公表するかしないかということを経務局原案ではなくて、審議会のほうで決定していただきたいなと思ひておひますので、ご協力をいただきたいと思ひています。

それと、私どもの女性部の意見書ですが、基本的には、そこに写真を付けていますが、そういうことをやっています、「最低賃金は低いよ」というのがありますので、また皆さんご検討いただけたらと思ひます。

以上でございます。

【松浦会長】 続いて労働者側の日本労働組合総連合会香川県連合会からお願ひします。

【立石委員】 それでは、連合香川を代表しまして、意見書をご説明させていただきます。

まずは、香川県労連さんも労働者の代表ですし、我々、連合香川も労働者の代表ということで、目指すべくは、働く者のセーフティーネットの構築でございます。それ以下で働くと生活が営めないというところは我々にとっても最重要課題として、そういった人を最低賃金で救うという使命で

この会議に臨ませていただきます。

1. まずはじめに、というところがございますけれども、今の経済状況を書かせていただいております。有効求人倍率1.78というところから失業率の2.2というところで、非常に今、良好な水準で推移しておりますが、まだまだそれを生活者が実感するまでには至っておりません。また、格差、貧困、いまだに深刻な状況が改善されておらず、とりわけ教育格差は子供たちの可能性を狭め、将来の我が国の成長の妨げになっております。

加えて、人口減少、超少子化・高齢化、そして、技術革新ということでAI、IoTをはじめとする、第4次産業革命などと取り沙汰されておりますが、こういったところに差しかかっているところでございます。

また、働く者の状況というところは、昨年、全雇用者を対象として、何が増えたのかと申しますと、非正規の割合が増えたというところでございまして、その非正規の中でも、やはり100万人程度増というところは非常に大きな割合だと思っております。主に60歳から65歳を中心とする、これは、ほぼほぼ定年を終えた方が一体どういうふうな仕事につかれているか、やはり年金だけでは暮らせないという人たちが生活の糧とするところが増えてきているのかと思っております。それ以外のところでは、増えているというところは我々の調査の中ではありません。

また、生活保護者を対象とするというところで、生活保護者のところは214万人とやや微減となっておりますが、やはり依然214万人というところは変わっておりませんし、その中でも、外国から労働者として来ている方が生活保護に陥るという状況も見聞きしておりますので、そういったところが一体今後どういうふうに日本の労働者の関係にかかわってくるのかということも見ていきたいと思っております。

2. であります。最賃の意義と役割というところは、これまで我々取り組んできたところでございますので、前半部分は割愛させていただきます。

ページをめくっていただきまして、賃金は本来、労使が団体交渉によって決定されています。しかしながら、パートタイム労働者、中小・零細企業と多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが労働組合未組織でござ

います。そのため、使用者と対等な賃金・労働条件の交渉など望めない実情があります。

香川県においては、最低賃金近傍では1日8時間、22日間、月当たり働いたとして、年間160万円程度にしかなり得ません。相対貧困率が15%というなか、働く者がワーキングプアの状況を脱し、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる、労働の対価としての相ふさわしい水準に持ち上げるべきだと確認しております。

資料でお付けしておりますリビングウェイジという表を見ていただければ分かりますが、マーケットバスケット方式で私たち連合が作り出した上の表のグラフがそのグラフに当たります。香川県のところを見ていただきますと、やはり、今のセーフティネットで生活していくにはまだまだ足りない時給になっております。これはまだ車を所持してない金額のグラフでございますので、車を所持すると年間5万円ぐらいは維持費がかかろうかと思っておりますので、これでは香川県では生活できないというグラフを書かせていただいております。マーケットバスケット方式は、既に皆さん方ご承知のとおり、シャンプーとか飲食とか、そういったところを全て網羅した金額でございます。

それでは、意見書のほうに戻らせていただきまして、3.の雇用戦略対話における合意の目標達成に向けてであります。先ほど香川県労連さんのほうからお話がありましたとおり、私たちも、やはり1,000円、最低でも800円の確保を目指して取り組んでいきたいというところがございます。この8年間でも102円しか上がっておらず、いまだに800円到達はできていない。C・Dランクにおいては乖離が大きいところにあるのかなというところも考えております。そして、その引上げ幅の論議に終始することなく、やはり自立できるのは水準の底上げと格差是正を目指す取り組みだということで、政労使が一体となった取り組みをお願いしたいと考えています。

それを受けて、4.地方創生、そして地域の活性化であります。2060年、到底先の話でございますが、県の人口は約60万人まで減るとい

ところが推察されております。経済の縮小、そして社会保障費、こういったところにつきましても、地域での社会の衰退などが懸念されております。そこで、香川県が出されました「かがわ創生総合戦略」というところではありますが、こういったところで人の流れを変える、そして、働く場の確保というところも掲げております。

そういったところも含めまして、5.のところの働く人材の確保のためというところを受けまして、まずこの4月、瀬戸大橋が開業して30年になりました。香川と岡山、この両県は、四国の中で比べるというのではなく、やはり、ほぼ隣県と言ってもいい位置にありますし、テレビを見ましても、全ての放送局が香川と岡山を一緒に放送しているというふうに、経済どころか、文化もつながっていると考えております。この橋を使って、年間約2,350万人の利用があります。その中では、やはり、新卒者が岡山県側の就職を目指すということ、また、岡山県側の企業も香川からの採用活動を活発にしております。加えて、県外に進学した方が、香川に戻りながらも岡山の企業を目指し、瀬戸大橋を利用し、優秀な人材が県外へ流出しています。これを私どもはストロー効果と言っておりますが、これが多くなっています。最低賃金を見ましても、昨年度の岡山県が781円で香川県と15円の差が生じております。この差は、近年では平行を漂っておりますが、早期の格差是正をすることで、岡山からも逆に人を呼び込むということにつながるのかと思っておりますので、こういったところも審議のほどよろしくお願いいたします。

6.春闘の状況であります。本日、我々が調べました香川県の資料をお持ちすることはできませんでしたが、香川県におきましても、大企業よりも中小の企業の賃上げが上回っております。中央でもそういった状況が伸び率として出ておりますが、香川でもそういった状況に来ているというところで、特に中小の労働組合のある組織は上げてきました。なお、組織していないところの状況につきましては、今、集計をしておりますが、なかなか数字が出てきていない状況でございます。今後も、「同一労働同一賃金」の進展につきましても、賃金改善はさらに進むものと想定をしております。

7.最後になりますが、各種指標から見た最低賃金の金額の妥当性というところでございます。

香川県内名目総生産でございますが、県民所得並びにパート賃金の平均額などにおいて、香川県は全国中位に位置するも、最低賃金は30番目と低位にあります。また、平成29年度より適用されている「目安制度の在り方に関する全員協議会」で示されました新たな指標の総合指数においても、Cランクの中で4番目の位置にあります。一方、香川県の2017年高松市の消費者物価指数が100.6%。これは2015年を100としております。直近では101.2%と伺っております。ということで、消費者物価にしても上回っているということで、やはりその中で最低賃金も上げていっていただかないと生活がままならないということが考えられます。その主な内容は、水道・光熱費、そして保健とか医療、交通・通信ということで、生計を直結する3項目が県内では上昇している傾向でございます。

このように、収支の実態にそぐわない香川県での最低賃金の上げ方が続いているということで、かつ都市部との金額差は現在もなお開くばかりでございます。地域実態に見合ったものが最低賃金であり、かつ地方創生のためにも、働く意欲のある労働者にとって魅力のある最低賃金に早期に是正する必要があります。

最後に、香川県における「健康で文化的な最低限度の生活を営める水準」について、前述しましたことをご認識いただき、今年度の改正審議の中で大幅な水準改善が図られることを心から期待申し上げ、2018年度の香川県最低賃金改定に関する意見といたします。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

他にご意見はございませんか。

【立石委員】 別添させていただきました地域との格差というところで、少し年数のところは大きいですがけれども、我々が資料をとりました2002年度から比べますと、104円から218円まで格差が拡大しております。ここは、賃金改定年度は違っていますが、開いた状況は変わら

ないというところがありますので、できる限りこのあたりの地域格差をなくすということを改めてお願いしたいというところと、26ページに「働いているのに貧困」という資料をおつけしております。これは、子供がいて、働いているのに貧困の状態にあるということをパーセンテージでお示しさせていただいております。先進国、OECD加盟国の中でもワースト1位という状況が続いておりますので、こういったところからの視点で見えていきますと、母子家庭での貧困は相当深刻な状況ということがありますので、ぜひともこういったところもご審議願いたいなと思っております。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

次に、使用者側である香川県経営者協会からお願いします。

【福家委員】 それでは、15ページからになりますけれども、まず、1.はじめにというところで、国内景気というのは緩やかな回復が続いているという論調が多いですけれども、昨今の貿易紛争、こういった影響とかで、株価とか為替相場なんか小刻みに乱高下しているという状況です。また、原油なんか上がっているということで、原材料がじわじわと上がってきている。それからまた、深刻な人手不足も相まって、先行き不透明感が漂っております。また、今般の西日本豪雨により、対岸の岡山あるいは広島など広い範囲で災害に見舞われておりました、その影響も心配しているところです。そういうことで、今年度、特に中小・零細企業の経営実態を踏まえつつ、慎重な審議をお願いしたいということを考えております。

次に、16ページ2.企業の景況感についてまとめておりますけれども、日本総合研究所発表の最近の日本経済展望におきましては、マクロ的には、先ほど言いましたように景気回復が続いているという議論でございますけれども、細部を見ていきますと、特に今春闘では労働時間の削減、あるいはシニアの待遇改善が重要なテーマとなりました。これが若者の所得・消費行動に悪影響を与える懸念に触れておりますし、シニアの採用が中堅層の賃金にしわ寄せが及ぶ懸念にも言及しております。

次に、(2)日銀発表の短観の概要。これは全国的な話ですけれども、先

ほども言いましたように貿易摩擦の懸念、あるいは人手不足、原材料の仕入れ費用が増加しており、販売価格に転嫁できない現状に触れております。

17ページ(3)日銀高松支店発表の香川県企業短期経済観測調査結果におきましては、先ほど同様、香川県経済も回復しているということはありませんが、業況判断D Iを見てもあまり芳しくございません。

次に、(4)高松商工会議所発表の4月から6月期の管内景気動向調査におきましては、改善しているということですが、今期の景気判断D Iは、前年同期比、前期比ともに悪化したということでもあります。人手不足による受注の損失、人件費や燃料代などのコスト増などの問題を挙げております。

3.香川県内の雇用の情勢につきましては、有効求人倍率1.78倍、これは全国9位と高い水準で推移しておりますけれども、細かく見ていきますと、業種・業態によって人手不足感が強いというところがございます。

18ページに、4.2018年春の賃上げについてまとめておりますけれども、経団連の大手・中小ともに微増という結果でございますが、少し、何となくブレーキがかかってきているという状況であります。私ども香川県経営者協会の調査におきましても、同様に微増にとどまっているという状況であります。

同じく18ページ、5.物価のところですが、それほど上がっていないということが出ております。

6.初任給ですが、これまで抑えてきた傾向がございますけれども、ここへ来て人材の獲得が激しくなっておりまして、採用なんかでやむを得ず初任給を見直そうという動きも一部に見られる状況であります。

7.帝国データバンクが発表しました2018年上半期の企業の倒産動向を見ますと、原材料の高騰を懸念する声が多く、業種や企業規模間の格差も広がっているとしまして、県内企業の倒産は増加傾向にあるとしております。

19ページ8.ですが、四国内の人手不足に対する企業の動向調査に触れておりますけれども、四国の大企業の人手不足が深刻であります。また、

中小企業のうち、小規模の企業でも不足が広がっている実態が出ております。

以上のことから、大幅に最低賃金はなかなか上げにくい状況でありますし、また、何といたっても、中小企業に対する効果的な是正措置をお願いしたいところでございます。これが経営者協会の意見でございます。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

タクシー協同組合からの意見書もよろしく申し上げます。

【福家委員】 分かりました。

それでは、21ページのほうになりますけれども、私どもの意見書のほかに、今回、私どもの協会会員企業でもあります香川県タクシー協同組合のほうから意見書が出てまいっておりますので、かいつまんで説明申し上げます。

平成19年から最低賃金の大幅な引上げが続いて、経営を圧迫するところとなっており、大変憂慮しているところであります。タクシー業界は、利用客が減少し、乗務員の労働条件も著しく悪化しております。このため、平成26年1月には運送事業の適正化・活性化に係る法の改正があり、労働条件の改善に取り組んでいるところであります。

しかし、タクシー業界は依然と厳しい経営環境下にあります。つきましては、最低賃金の改定に当たって、慎重の上にも慎重にご審議を賜りたいと結んでおります。

あと、口頭になりますけれども、3つほどございます。1つは、目安を尊重しつつも、現実の状況を考慮していただきたい。2つ目は、3%ありき、1,000円ありきではなく、影響度合いをよく考慮していただきたい。最後に、3つ目として、支援策として、利用しやすく効果の上がる助成支援策をぜひとも考慮していただきたい、ということをお願い申し上げます。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございました。

ただ今の労使各側の説明について、何かご質問、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

(各委員より「なし」の声あり)

それでは、議題(2)その他に移ります。

事務局から何かございますか。

【賃金室長】 現在、目安小委員会において目安額の審議が行われております。例年どおりに審議が進めば、7月末には中央最低賃金審議会において答申される運びとなるところでございます。

つきましては、今後の審議日程についてですが、8月1日(水)13時30分から第3回本審を開催し、中賃の目安伝達等を行う予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 ただ今事務局より、今後の審議日程について説明がありましたが、よろしいでしょうか。

それでは次回の本審は、ただ今説明がありましたとおり、8月1日(水)午後1時30分から開催するというところでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって第2回目の本審を閉会といたします。

――了――